

相談事例

ID: 02-02-041

相談タイトル

雨漏り修理工事の施工業者への対応について

Q: ご相談内容

木造2階建て住宅（自宅）。内部階段の天井部分から雨漏りがしたため、埼玉県の業者に依頼し、雨漏り修繕工事をして貰い、その場で計算し90万円の請求を受け支払いを行った。当該業者については、地元自治体に問合せ、施工業者を紹介してほしい旨尋ねたが、紹介はできないので、一般に広告を出している業者として資料をもらった中から選んだ業者。先日の地震で、室内天井に不具合が生じ、別の業者に見てもらったついでに、先日の階段部分の雨漏り修繕状況を見てもらったが、屋根裏から見て、屋根雨漏りは止まって（直って）いない旨言われた。今後どのように対応したら良いか聞きたい。

A: 回答

雨漏りの修繕工事として依頼、契約し、工事を行ったのですから、その契約の目的としている雨漏りを止めることが、履行されていない状況であれば、契約不履行として施工した埼玉県の業者に、連絡し対応してもらうこととなります。工事費の多寡については、別の屋根業者等に実際に施工した工事内容を説明し、積算をして貰い適正な価格であったかを調査することになります。